

令和3年11月24日

お客様各位

今帰仁村教育委員会  
社会教育課 文化財係

## 今帰仁城跡 使用(撮影)料の徴収について

今帰仁城跡を利用したイベント・撮影等の使用(撮影)料について、城跡の管理費確保に資するため、令和3年12月1日より下記のとおり徴収いたします。皆さまのご理解をお願いいたします。

## 記

## 1. 適用開始年月日

令和3年12月1日(水) 申請分～

## 2. 使用(撮影)料一覧

区分		単位	料金
(1)写真の撮影		1件1日以内	3,000円
(2)映画、テレビ等の撮影		1件1日以内	5,000円
(3)興行等を行う場合	入場料を徴収する興行等	1件1日以内	入場者数×300円 ※注 城跡平郎門から内は 占有できない
	入場料を徴収しない興行等	1件1日以内	20,000円 ※注 城跡平郎門から内は 占有できない
(4)ドローン等を飛ばすこと ※注 撮影を行う場合は、(1)又は(2)の使用料を別途徴収する		1件1日以内	5,000円

## 3. 申請書の事前提出について

今帰仁城跡でイベントや撮影等を行うときは、60日前までに「今帰仁城跡使用(撮影)許可申請書(様式1)」を提出して許可を受けてください。

## 4. 申請書提出、お問い合わせ先

今帰仁村教育委員会 社会教育課 文化財係

〒905-0428 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 5110 番地(今帰仁村歴史文化センター)

TEL:0980-56-3201 FAX:0980-56-2789

# 今帰仁城跡 使用（撮影）許可申請書

令和 年 月 日

今帰仁村教育委員会 様

申請者 住 所  
会社名・氏名  
電話番号

貴教育委員会で管理する今帰仁城跡を下記により使用（撮影）したいので申請いたします。

使用（撮影）希望日時	令和 年 月 日 時 ~ 時
目的	
使用内容及び場所	

【添付書類】 企画書、ドローン等（無人航空機）操縦資格証、飛行ルートの計画書 等

撮影の場合は以下も記入

撮影依頼主	
製作会社	
撮影方法	
撮影 責任者	部署・氏名 連絡先

撮影に際して、以下の点に留意すること。

- 一、城跡の現状変更をし、保存に影響を及ぼす行為をしないよう、細心の注意をはらうこと。
- 一、城内の機器、設備等を使用しての撮影は行わないこと。撮影の都合上移動する場合は、最小限に努め、撮影終了後は速やかに元に戻すこと。
- 一、他の来場者に迷惑をかけること。
- 一、今帰仁城跡の世界遺産としてのイメージを損なわないようにすること。
- 一、無断で城壁にのぼらないこと。
- 一、後日、成果品を納品すること。
- 一、撮影の際に発生した事故・盗難等については、今帰仁村教育委員会は一切の責任を負わない。
- 一、ドローン等の飛行ルールは国土交通省の発するガイドラインに準じ、関係法令を遵守すること。

上記について確認しました。 令和 年 月 日

責任者氏名（自署または押印）